

諮問庁：財務大臣

諮問日：平成28年10月7日（平成28年（行情）諮問第613号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第643号）

事件名：管財事務処理カードの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「管財事務処理カード」（以下「本件対象文書」という。）のうち、審査請求人が開示すべきとする別紙に掲げる部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月28日付け近財審理第25号により近畿財務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

通知書請求行政文書の名称は、特定するため財務事務所管財課長の教示で、次のように記載要望があった。

【管財事務処理カード（H12.1.13, 13:30）来所したのは誰か、筆界確認で□の分筆に応じることを前提に□を開示。】

開示請求者の手書きの請求行政文書の名称は、管財事務処理カード中の平成12年1月13日付け記載欄の【13:30に来所したのは誰か「□氏」、筆界確認で□の分筆に応じることを前提にとある土地所在はどこかの□】の開示請求であった。

財務事務所の文書（和財管第505号）中、「管財事務処理カード」のうち真の不開示情報である場合は不開示決定処分とすべきである。

また、当該不開示情報が開示すべき情報に該当する情報であった場合、行政文書の名称「管財事務処理カード」と関連する和財管第505号文書及び添付される全ての真の不開示情報でない情報を不開示とした箇所は全て開示せよ。

財務事務所と法務局は平成10年頃から、特定国会議員との不透明な関係にあり、平成13年公図訂正に関しては不可能な訂正（地番の移動によって無番地に地番を移動させた行為・無償提供・）を法務局登記官に

働きかけ財務事務所は実行した。

近畿財務局和歌山財務事務所長は、「異議なし文」を和歌山県知事に交付し、和歌山県は「異議なし文」を添付して法務局に公図訂正の申出をしたが、この行為の裏付けとして、

・和財管第505号調書，4，今回の処理方針を定める理由中：平成10年10月21日付け事前相談

平成11年2月9日には、特定国会議員の秘書から陳情（中味は圧力《管財事務処理カード12年1月13日「筆界確認」→12年4月14日》公図訂正要に急変）を受けている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求等の背景

審査請求人は、和歌山県から近畿財務局和歌山財務事務所長に提出された公図訂正の同意願書の処理について、「和歌山財務事務所が異議ない旨を回答したことにより、無番地がなくなり、自己所有地が公道に接しなくなった。和歌山財務事務所が行った県への回答は誤りである。」と従前から主張している。

(2) 審査請求人の主張

近畿財務局長が行った原処分を取り消し、真の不開示情報である場合は、（一部開示決定ではなく）不開示決定処分とするべきである。また、不開示情報が開示すべき情報に該当する場合は、全てを開示せよ。

2 諮問庁としての考え方

審査請求人が開示を求めている本件対象文書は、特定地番A先外に所在する国有地の処理方針や応接内容等を記録しているものである。

近畿財務局長は、審査請求人からの開示請求に対し、本件対象文書に記載されている「私人の氏名」と「土地の地番表示」について不開示としており、それらを不開示とすることは、以下のとおり適当である。

(1) 私人の氏名について

不開示とした私人の氏名は、測量会社の担当者の氏名であり、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。よって、法5条1号の規定に基づき、不開示とすることは適当。

(2) 土地の地番表示について

不開示とした土地の地番表示は、「他の情報（登記簿等）と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する。よって、法5条1号の規定に基づき、不開示とすることは適当。

3 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するもので

はない。

4 結論

以上のことから、近畿財務局長が本件開示請求に対して行った法9条1項に基づく原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却するべきものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年10月7日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同月20日 審議
- ④同日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤同年12月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥平成29年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書のうち、別紙に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件不開示部分を法5条1号の不開示情報に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、特定の個人の氏名及び特定の地番が記載されていることが認められる。

まず、個人の氏名は、法5条1号本文前段の個人識別情報に該当する。

次に、特定の地番について、諮問庁から提出を受けた不動産登記記録の写しを確認したところ、所有者は特定の個人であることから、当該地番は、法5条1号本文前段の個人識別情報に該当すると認められる。

そして、本件不開示部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、また、氏名及び地番は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (2) 審査請求人が審査請求書において開示を求める「本件対象文書と関連する和財管第505号文書及び添付される全ての真の不開示情報でない情報を不開示とした箇所」について、当審査会事務局職員をして諮問庁

に確認させたところ、「真の不開示情報でない情報」が何を指すものか不明であるが、「和財管第505号文書」とは、国有地の処理方針を決定した際の行政文書であって、不動産仮処分に係る和歌山簡易裁判所の判決資料が添付されたものであり、本件対象文書である管財事務処理カードは和財管第505号文書とは別の行政文書として保存されているものであるが、その写しが和財管第505号文書の添付書類の一つとしてつづられているとのことであった。

そうすると、審査請求人が審査請求書において和財管第505号文書及び添付される文書の開示を求めている点は、本件開示請求の文言から離れ、不服申立手続において開示請求の範囲を拡大しようとするものであり、これを認めることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

平成12年1月13日の記載のうち氏名及び地番